

令和4年度農業経営法人化支援事業

令和4年度に**法人化**し、**常時雇用の導入**を検討している農業経営者は、以下の内容をご確認のうえ、経営専属スタッフ（横尾）までご連絡ください。

農業経営法人化支援事業（国庫）

【内容】

交付要件を満たした農業経営者に対し、県から定額25万円を交付。

【交付要件】

- ① 「さが農業経営・就農支援センター」の重点指導農業者に選定され、専門家（中小企業診断士等）による経営診断を受けること
- ② 診断の結果を踏まえ、専門家（中小企業診断士等）による支援を受けながら、経営戦略を策定すること
- ③ 専門家（社会保険労務士等）による指導を受け、令和4年度中に以下の項目を達成すること
 - ・法人の設立
 - ・適切な就業規則の作成
 - ・7か月以上の期間を定めた者の雇用 等

【注意事項】

- ① 経営診断にあたっては、決算書等の経営情報を提供していただきます。
- ② 交付要件を満たした場合であっても、予算枠や要望調査時期の関係上、交付を受けられないことがあります。